

大阪府災害福祉支援ネットワーク設置運営要綱

(目的)

第1条 大阪府災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、大阪府内及び府外での災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するため、府内の福祉関係団体と行政において、相互の取組みの情報集約や共有、被災地の福祉ニーズへの連携した取組みや調整等を行うことを目的として設置する。

(構成)

第2条 ネットワークの構成員は別表のとおりとする。

- 2 ネットワーク事務局は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課が担うものとする。
- 3 ネットワーク事務局は、必要に応じ、構成員の了承を経て、構成員を追加することができる。

(活動)

第3条 ネットワークは、下記に掲げる活動を行う。

(1) 平時にネットワーク会議を開催し、次の各号に掲げる内容を協議する。

- ① 大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 DWAT」という。）のチーム組成の方法及び活動内容
- ② 大阪 DWAT のチームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ チーム員に対する研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 広報・啓発
- ⑩ その他、大阪 DWAT の派遣に必要な事項
- ⑪ 災害時における地域の福祉支援体制に関し、必要な事項

(2) 災害発生時にネットワーク会議を開催する等により、大阪 DWAT の派遣要否について検討し、その他チームの派遣に必要な活動を行う。

- 2 第1項のネットワークの活動は、各構成員及び関連団体との取組みと連携してこれを行う。

(会議の開催)

第4条 ネットワーク会議の開催は、ネットワーク事務局又は大阪 DWAT 本部が招集してこれを行う。

2 ネットワーク会議は、構成員の過半数の出席により成立する。但し災害発生時等ネットワーク事務局が緊急と認める場合はこの限りではない。

(協議)

第5条 本要綱に定めのない事項については、ネットワーク会議で協議の上、決定する。

(附則)

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(別表)

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会
公益社団法人 大阪介護福祉士会
公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会
公益社団法人 大阪社会福祉士会
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
公益社団法人 大阪府理学療法士会
特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会
一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会
大阪府臨床心理士会
大阪府（福祉部、政策企画部危機管理室、健康医療部）